就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について (中間まとめのポイント)

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議

総合施設の基本的な在り方について、本年5月以来の3回にわたる議論を整理。 本年11月頃を目途に最終的なとりまとめを行う予定。

総合施設の意義・理念

幼児教育の観点、次世代育成支援の観点からの検討が必要。

規制改革や地方分権等の流れも踏まえ、地域が自主性を持って地域の実情や親の 幼児教育・保育ニーズに適切かつ柔軟に対応できるようにするための新たなサービ ス提供の枠組みを提示するもの。

幼児教育の機会の拡大や地域の子育て家庭に対する支援の充実、幼稚園と保育所をめぐる諸課題や待機児童の解消等につながることが期待される。

基本的機能

親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促す機能を備えることが基本。

この基本的機能に加え、地域の実情等に応じて、地域の子育て家庭に対し、子育 てに関する必要な相談・助言・支援や親子の交流の場を提供することが重要。

対象者と利用形態

利用対象者は、就学前の子どもの育ちを一貫して支える観点から、0歳から就学前の子どもとその保護者とすることが基本。

利用形態については、利用者と施設が向き合う直接契約が望ましい。

教育・保育の内容、職員配置・施設設備

教育・保育の内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、子どもの発達段階に応じた共通の時間・内容を確保しつつ、きめ細かな対応に特に留意して、来年度に実施される試行事業も含め、引き続き検討。

職員配置・施設設備については、経営の効率性のみを重視するのではなく、子どもの健やかな育ちを中心においた上で、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、来年度に実施される試行事業も含め、引き続き検討。

職員資格等

保育士資格及び幼稚園教諭免許を併有することが望ましいが、一定の教育・保育の質を担保しつつ、いずれかの資格を有する者でも可とするなど、弾力的な職員資格の在り方についても検討が必要。

設置主体・管理運営

安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えた上で、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮することが適当。

利用料・保育料

幼稚園及び保育所の利用者負担のあり方の相違を踏まえつつ、施設サービスを利用している家庭と利用していない家庭との負担の公平、利用したサービスに応じた負担、子育て家庭の負担能力に応じた負担、地域における類似施設との負担の均衡等に配慮したものとすることが適当。

財政措置等

利用者からの利用料だけでなく、次世代育成支援の理念に基づき、社会全体が負担する仕組みとしていくことが必要。

総合施設の意義・理念に照らして、新たな枠組みにふさわしい費用負担の仕組みの検討が必要。

地方公共団体における設置等の認可・監督等の体制

事務の簡素化・効率化が図られるなど、行政の縦割りによる弊害が是正され、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにすべき。

幼稚園及び保育所との関係

地域の幼児教育・保育のニーズに対して、既存の幼稚園・保育所等の連携の強化等により対応するか、さらに新たな枠組みである総合施設を組み合わせて対応するかは、地域の実情に応じて判断されるべきもの。

総合施設の制度化は、既存の幼稚園や保育所の意義・役割を大切にしながら、幼稚園・保育所と新たな枠組みである総合施設がそれぞれ相まって、子どもの健やかな成長を支える役割を担うもの。